



お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1 枠2,700円～(先着)

※ページ構成上募集がない月もあります。

詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問い合わせください。

本紙に掲載されている行事・イベント等については新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、**延期や中止**になる場合があります。開催に関する問合せは各問合せ先までお願いいたします。

美浦村競争入札参加資格審査定期受付(物品・役務等)

令和3・4年度に美浦村が発注する物品・役務等の競争入札参加資格審査申請の定期受付を行いますので、希望者は次の要領で申請書を提出してください。

◇受付期間 2月1日(月)～3月1日(月)

※当日消印有効

◇申請方法 美浦村公式ホームページ、または役場企画

財政課で配布している申請要領をご参照ください。また、提出方法は原則「郵便または信書便のみ」とします。持参の場合は土・日・祝日を除いた日の午前9時～正午または午後1時～4時の間に限るものとし、受け取りのみとなります。

◇受付・問合せ 役場企画財政課

※令和3・4年度分より、建設工事および建設コンサルタント業務の入札参加資格審査については、県および参加市町村で実施する「茨城県入札参加資格申請共同受付」により受付を行うこととなりましたので、今回の受付の対象外となります。

土浦地方家族会

精神障がい者を家族にもつ人たちが、お互いに悩みや心配事を語り合う会を開催します。家族同士の交流を通して、お互いに励まし合い、支え合うことを目的としています。ぜひご参加ください。

※参加無料・申込不要

◇日時/会場

①1月16日(土)午後1時30分～3時30分/土浦四中地区公民館

②2月20日(土)午後1時30分～3時30分/阿見町本郷ふれあいセンター

③3月20日(土)午後1時30分～3時30分/土浦四中地区公民館

◇問合せ 役場福祉介護課

ワンポイント防災情報21

「自主防災組織」を
結成しよう!

◇自主防災組織とは 自分たちの地域で、自分たちでできる防災活動を行うために結成される組織です。結成するには、自治会等既存の団体の活動に「防災」の項目を加える、既存の団体の下または別に新たに「防災部会」を設ける等があります。

◇自主防災組織の活動 大きな災害が発生した場合、消防署や消防団だけでは手が回りません。地域でできることをすることで、地域の被害の軽減に繋がります。①災害が起きたときの地域の弱点を把握：危険箇所等を書き入れた防災マップを作ることが有効です。

②無理せず継続的に参加できる活動を実施：自治会で実施する年間行事等と併せて実施することが有効です。

活動例

- ・地元のお祭りや、炊き出しやテント設営の練習をする。
- ・定例の清掃活動で、地域の危険箇所の調査や防災資機材の点検をする。
- ・防災に関するチラシ、パンフレット等を定期的に作成・配布する。

◇問合せ 役場総務課
(第21回・終わり)

(広告欄)

～ 電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション ～

電気・給排水・設備設計施工

(株)ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601

TEL 029-885-2037 FAX 029-885-1245

E-mail: naka-den@peach.plala.or.jp



ito construction Co.,Ltd.

株式会社 伊藤建設

美浦村大谷453-1

TEL 029-885-0239

FAX 029-885-1160

http://itou-miho.co.jp/

「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりで

みなさまの暮らしに貢献いたします



令和3年度美浦村会計年度任用職員募集

会計年度任用職員とは？

地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される非常勤職員です。

採用されますと、地方公務員として美浦村で勤務していただき、勤務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

◆募集内容（職種・業務内容等・募集人数・時給／月給）

①事務補助員 正規職員が行う業務補助・若干名・時給951円／月給154900円

②保育士 乳幼児の保育（要保育士免許）・若干名・時給1019円／月給165900円

③看護師 乳児の保育および入所児の健康管理（要看護師免許）・1名・時給1119円／月給182200円

④生活介助員（幼稚園、小・中学校） 生活の援助が必要な園児・児童および生徒の生活介助・11名・時給951円

⑤教育相談センター員 教育相談・適応指導教室相談員（要教員免許）・3名・時給1678円

⑥少人数非常勤講師 少人数指導による教科指導（要教員免許）・4名・時給1678円

⑦スクールサポーター 授業整備・校内清掃等および雑務・3名・時給951円

※時給、月給は正規職員の給与と改定により変更する場合があります。

※勤務形態により期末手当支給あり。

◆勤務条件

▼任用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年以内

※勤務成績が良好な場合に限り再度任用される場合あり

▼勤務日数および時間 週5日が基本（配属される職場によって異なる）で、一日7時間45分以内の勤務

※時間外勤務を命じる場合あり
※②保育士は月々土曜日までのうち週5日、原則午前8時30分～午後5時15分（早番・遅番あり）勤務日数・勤務時間については要相談、土曜日のみでも可。

▼勤務場所 役場ほか村内公共施設

▼通勤費用 支給要件を満たした場合に支給

▼社会保険・雇用保険等 加入要件を満たした場合に加入

▼休暇等 条例・規則に基づき、年次有給休暇を付与

◆採用選考の申込み

▼受検資格

令和3年4月1日から勤務可能な方。ただし、「成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）」「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者」等、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方を除く。

▼選考方法 書類選考および面接選考

▼申込方法 美浦村役場総務課（庁舎2階）に持参もしくは郵送

▼郵送先 〒30001049 2美浦村大字受領1515番地 美浦村役場総務課総務課人事給与係

▼申込期間 随時受付します
※受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は受付していません）

▼提出書類

・申込書
・資格を証する書類の写し
（②保育士免許、③看護師免許、⑤⑥教員免許〔科目・小中高免許は問わず〕）

◆問合せ 役場総務課

県民交通災害共済

2月1日（月）から令和3年度の加入受付を行います。詳細についてはチラシ（広報本号とともに各戸配布および役場生活安全課窓口）をご覧ください。

◆共済掛金 大人900円、4月1日現在で中学生以下の方500円

◆共済期間 4月1日～令和4年3月31日

◆対象となる交通事故 共済期間中に国内の道路上で起きた死傷事故

◆見舞金 最高：死亡100万円、最低：治療実日数3日以上2万円

◆申込方法 掛金を持参の上、役場生活安全課窓口までお越しください。
※申請書を記入する必要はありません。

（広告欄）

相続・土地・農地・建設業許可・経営事項審査の手続き代行します！



行政書士 桑名宏 事務所

美浦村木原2956
TEL 029-885-0316

◎草刈りのご用命は トーヨーグリーンへ！
（耕作放棄地・空き地・宅地等の草刈、伐採）

東洋開発(株)グループ 太陽光発電所草刈清掃管理会社
トーヨーグリーン産業(株) 代表 小泉池延

美浦村信太2627-1（ファミリーマートトレセン前店裏）
☎029-886-9991

パブリックコメント募集

《国土強靱化地域計画》

村では、次の計画について、ご意見(パブリックコメント)を募集します。

◎美浦村国土強靱化地域計画(案)【総務課】

村では、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美浦村国土強靱化地域計画」について策定を進めています。

このたび計画(案)を作成しましたので、この案に対する村民(※)の皆さまのご意見を募集します。

◇計画(案)の概要

- ・計画名 美浦村国土強靱化地域計画
- ・計画期間 令和3年度～令和7年度
- ・計画構成 美浦村国土強靱化地域計画について・脆弱性の評価・施策分野ごとの対応方策

◇募集期間 1月18日(月)～2月1日(月)

◇計画の閲覧場所 役場総務課、中央公民館窓口、保健センター、みほふれ愛プラザ

*計画(案)については、美浦

村公式ホームページにも掲載します。

◇意見提出方法

役場総務課宛にパブリックコメント用紙を持参、郵送またはFAX(029188514953)で送付するか、前記の閲覧場所に設置してある回収箱へ入れてください。

また、いばらき電子申請・届出サービス【美浦村】(美浦村公式ホームページからリンクしています)から意見を送信することもできます。

*パブリックコメント用紙は、各閲覧場所に用意しています。その他、美浦村公式ホームページからもダウンロードできます。

※「村民」とは、次に掲げるものをいいます。

- ①村内に住所を有する者
- ②村内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ③村内の事務所または事業所に勤務する者
- ④村内の学校に在学する者
- ⑤本村に対して納税義務を有する個人および法人その他の団体
- ⑥前各号に掲げる者の他、手続きに係る事案に利害関係

を有する個人及び法人その他の団体

◇問合せ 役場総務課

マイナンバーカードの休日交付(予約制)

休日にマイナンバーカードの受け取りができますので、予約の上ご来庁ください。

なお、個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)に記載の受取期日が過ぎていてもマイナンバーカードを受け取れますので、廃棄せずにご持参ください。はがきを紛失してしまった場合は、再送いたしますのでご連絡ください。

◇予約方法 平日午前8時30分～午後5時に電話または役場住民課窓口にて予約ください。

◇実施日時 1月10日(日)、2月14日(日)、3月14日(日) 各日午前8時30分～午後0時30分

◇実施場所 役場住民課

◇持ち物 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)、本人確認書類、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの

方のみ)

◇その他 前記の日程の他、第2・4水曜日午後5時15分から7時でも受け取りが可能(予約不要)です。

◇問合せ 役場住民課

龍ヶ崎地方衛生組合競争入札審査申請追加受付

龍ヶ崎地方衛生組合では、令和3年5月1日から令和5年4月30日までに、龍ヶ崎地方衛生組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタン等業務、物品購入および役務提供その他のに係る競争入札参加資格審査申請の追加受付が始まります。

詳細は、当組合公式ホームページ「事業者の方」内の「入札参加申請」から「龍ヶ崎地方衛生組合令和3・4年度競争入札参加資格申請の手引き」をご覧ください。

◇受付期間 2月1日(月)～2月26日(金)

※土・日・祝日を除く。

◇申請方法 原則、書留郵便による郵送

※受付期間内の消印有効
◇受付・問合せ 龍ヶ崎地方衛生組合施設課 ☎0297

164-1144、ホームページ (<http://ryugasaki-eisei.ec-net.jp/>)、メール (ryu-1144@muse.ocn.ne.jp)

稲敷広域市町村圏事務組合入札参加資格審査申請受付

稲敷地方広域市町村圏事務組合では、令和3年5月1日から令和5年4月30日までに発注する建設工事、測量・建設コンサルタン等業務、物品購入および役務提供などの競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。入札参加希望者は、必ず資格審査を受けてください。

なお、詳細については、当組合のホームページに掲載していますのでご覧ください。

◇受付期間 2月1日(月)～3月31日(水)

◇申請方法 原則、書留または簡易書留による郵送

※受付期間内の消印有効

◇受付・問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局 管理課 ☎029716413741、ホームページ (<http://www.inashiki-kouji.jp/>)

広報みほに広告を掲載しませんか？

- ◆募集期間 1月29日(金)
- ◆募集対象 事業の広告(イベント等の告知も可)
- ◆規格・枠数 ①②共通サイズ・縦40ミリ×横85ミリ
- ①裏表紙下段(カラー)2枠
- ②表・裏表紙以外の下段(モノクロ)6枠
- ◆掲載料 ①5万円/年②3万円/年
- ◆決定方法 申し込み多数の場合は村内の企業等を優先とした上で、抽選を実施して決定します。
- ◆掲載期間 令和3年4月号から翌年3月号
- ◆発行部数 毎号6000部
- ※その他詳細については村ホームページをご覧ください。か、役場総務課までお問合せください。
- ◆申込・問合せ 役場総務課

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

- ◆対象者 次のすべてに該当する方
- ①国民健康保険または後期高

齢者医療制度の被保険者

②勤務先から給与等の支払いを受けている被用者

③新型コロナウイルス感染症(または疑い)による療養のため、就労できない期間が4日以上あった方

④就労予定だった日の給与の全部または一部の支給を受けられなかった方

◆対象日数 療養のために就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労できない期間のうち就労予定であった日数

◆支給額 (直近の継続3カ月間の給与収入合計÷就労日数)×2/3×対象日数

※上限あり

◆適用期間 令和2年1月1日～令和3年3月31日

◆申請・問合せ 国保年金課

令和3年度新1年生に入学祝を贈呈

◎新1年生に入学祝金等をお贈りします

村社会福祉協議会では、皆さまからお寄せいただいた善意のお金の中から、次の対象要件を満たす世帯の児童に入学祝金等をお贈りします。

◆対象の世帯 次の両方の要件を満たす世帯が対象です。

・村内に住所を有し、令和3年1月1日現在で児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している母子・父子世帯

・令和3年4月に村立の小中学校または特別支援学校初等部・中等部に入学する児童のいる母子・父子世帯

◆申請方法 村社会福祉協議会に申請書を提出してください。

※申請書類は村社会福祉協議会にあります。

◆受付期間 1月4日(月)～2月1日(月)

◆申込・問合せ 村社会福祉協議会

交通事故相談所

交通事故の損害賠償や示談の進め方などでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料です。また、事前予約制で弁護士相談も行っています。詳細につきましては、各相談所にお問い合わせください。

※相談無料、要予約。

▼中央交通事故相談所(水戸

市柵町1-3-11水戸合同庁舎内) ☎029123315621

▼県南地方交通事故相談所

(土浦市真鍋5-17-26土浦合同庁舎内) ☎02918231123

※火曜日は閉所

◆相談時間 平日午前9時～正午、午後1時～4時45分(土・日・祝日、年末年始除く)

◆問合せ 茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室 ☎029130112842

県の「最低賃金」と「特定最低賃金」改正

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、以下のとおり改正されました。

◎茨城県最低賃金 851円

・効力発生日 令和2年10月1日(木)

◎茨城県特定最低賃金

▼鉄鋼業 945円

▼はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 907円

▼計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器

具・医療用機械器具・医療用品・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 904円

▼各種商品小売業 874円

・効力発生日 令和2年12月31日(木)

◆問合せ 茨城労働局賃金室 ☎029122416216、または最寄りの労働基準監督署

司法書士による「全国一斉生活保護相談会」

あなたの生活は大丈夫？我慢しないで！

茨城青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、生活保護に関する電話相談会を開催します。

※予約不要・相談料無料・秘密厳守

◆日時 令和3年1月24日(日)午前10時～午後4時

☎012010521088

*当日のみ使用できる番号です

◆問合せ 茨城青年司法書士協議会 担当…近藤 ☎029188615908